

議第121号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づく個人番号の利用等に関する条例（マイナンバー条例）の一部を改正する条例案について

1. マイナンバー法の改正について

- デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、法の一部改正が行われた（令和6年5月27日施行）。
- この改正により、「法定事務」に準ずる事務である「準法定事務」が規定され、マイナンバーの利用が可能となったため、マイナンバーの利用範囲が拡大した。

2. マイナンバー条例の改正について

- 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務については、マイナンバー条例に基づく「独自利用事務」として規定していた。
- この度、令和8年6月に、準法定事務である外国人に対する保護に関する事務についてマイナンバーの利用が可能となったことから、マイナンバー条例から同事務を削除するもの。

○法改正前 事務の種類 2 種類

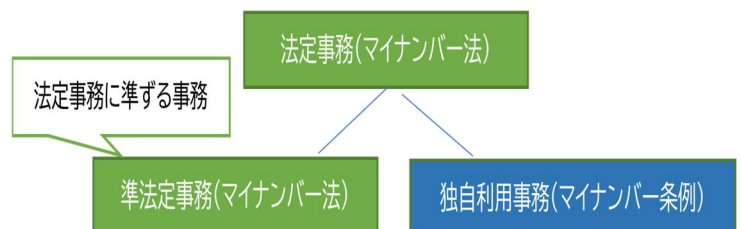
法定事務・独自利用事務



○法改正後 事務の種類 3 種類化

→独自利用事務と準法定事務に重複が生じる。

法定事務・独自利用事務 + 準法定事務(新)



滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正および情報提供ネットワークシステムによる外国人保護の事務に係る情報連携の運用が可能となったことに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年滋賀県条例第 61 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務のうち知事が利用することができる事務から「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの」を削除することとします。（別表第 1 関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 121 号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用等に関する条例（平成 27 年滋賀県条例第 61 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 知事の項を次のように改める。

知事	特定個人番号利用事務（法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用 事務をいう。以下同じ。）
----	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表第 1 （第 2 条関係）		別表第 1 （第 2 条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
知事	<u>(1) 特定個人番号利用事務（法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）</u> <u>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>	知事	<u>特定個人番号利用事務（法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）</u>
省略		省略	
別表第 2 省略		別表第 2 省略	